**高齢者虐待防止のための指針**

社会福祉法人あゆみ福祉会

ソラエ・フォルテあおぞら

**１．基本的な考え方**

　虐待は、高齢者の尊厳の保持や人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、あゆみ福祉会では虐待の防止のために必要な措置を講じなくてはなりません。

虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等についたは、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律」（高齢者虐待防止法）に規定されているところであり、その実行性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講ずるものとします。

**２．基本方針**

（１）虐待の未然防止

　職員は高齢者の尊厳保持、人格尊重に対する配慮を常に心がけながら、利用者のケアにあたる必要があり、研修等を通じて、職員に高齢者防止に関する理解を促し、職員が高齢者虐待防止法等に規定する施設職員としての責務、適切な対応で、虐待を未然に防止します。

（２）虐待の早期発見

　職員は虐待を発見しやすい立場にあります。虐待を早期に発見し対処できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の相談窓口の周知等）をとります。また、利用者およびその家族からの虐待等に関する相談、市町村への相談等について、適切な対応を行います。

（３）虐待等への迅速かつ適切な対応

　虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報を行います。

　また、当該通報の手続きが、迅速かつ適切に行われるよう、市町村が行う調査等に協力します。

（４）虐待の定義

　①身体的虐待

　　・暴力、危険・痛みを伴う行為、乱暴に扱うなど、身体に影響がある行為

　　・外部との接触を意図的に遮断する行為　　など

　②ネグレクト

　・必要な介護や世話を放棄し、生活環境や心身の状態を悪化させる

　・利用者が必要とする医療や介護を、利用させず放置する　　　　など

　③心理的虐待

　・威嚇的な発言や威圧的な態度、無視や嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。

　・利用者の意欲や自立心を低下させる行為

　④性的虐待

　・本人との合意形成がなされていない、あらゆる形態の性的行為、または強要

　⑤経済的虐待

　・本人の合意なしに財産や金銭を使用すること

・本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

**３．虐待防止に向けた体制**

（１）高齢者虐待防止・身体的拘束適正化検討委員会の設置

　　ソラエ・フォルテあおぞらでは、高齢者の虐待防止と身体拘束等の適正化に向けて、「高齢者虐待防止・身体的拘束適正化検討委員会」を設置します。

（２）設置目的

　　・虐待等の発生の防止・早期発見

　　・虐待等が発生した場合は、再発を確実に防止するための対策の検討・評価

　　・高齢者虐待防止・身体的拘束等の適正化に関する職員全体への指導および研修会の実施

（３）高齢者虐待防止・身体的拘束適正化検討委員会の構成員

　　・フォルテあおぞら　施設長　　※委員の責任者とする。

　　・ソラエ　管理者

　　・介護職員

　　・看護職員

　　・介護支援専門員

（４）高齢者虐待防止・身体的拘束適正化検討委員会の開催について

　　・定期開催（3か月に1回）を原則とし、必要に応じて随時開催します。

　　・虐待等の相談・発生があった場合は、迅速に委員会を開催します。

　　・高齢者虐待防止・身体的拘束適正化検討委員会で検討された事例と再発防止策について、評価します。

　・高齢者虐待防止・身体的拘束適正化検討委員会での検討内容を、全職員へ周知徹底します。

４．虐待の報告

　◎　西淀川区役所保健福祉課　　06-6478-9918

５．虐待発生時の対応に関する基本方針

　　虐待もしくは虐待が疑われるケースを発見した場合には、

１）利用者の安全、安心の確保を最優先に行う。

２）高齢者虐待防止・身体的拘束適正化検討委員会のメンバーを中心として関係者が集まり、虐待発生事例について内容・調査等の確認、今後の防止策についての検討を行う。

３）利用者および家族への説明を行う。

４）記録と再検討

　高齢者虐待防止・身体的拘束適正化検討委員会の会議内容を議事録として残します。保管期間は5年間とします。

６．高齢者虐待防止・身体的拘束適正化に向けた各職種の役割

　　高齢者虐待防止・身体的拘束適正化のために、各職種の専門性に基づきチームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

　（フォルテあおぞら　施設長）

　　①高齢者虐待防止・身体的拘束適正化検討委員会の責任者

　（ソラエ　管理者）

　　①ケア現場における諸課題の統括責任

　（介護職員）

　　①高齢者虐待防止について、正確に認識する

　　②利用者の尊厳について理解する

　　③利用者の疾病、障害等による行動特性を理解する

　　④利用者の個々の心身状態を把握する

　　⑤利用者の基本的ケア、コミュニケーションに努める

　　⑥記録の整備

　　⑦高齢者虐待の防止、早期発見、発生時の発生防止策対応

　（看護職員）

　　①高齢者虐待防止について、正確に認識する

　　②医師との連携

　　③医療的行為

　　④当該利用者の状態観察

　　⑤記録の整備

　　⑥高齢者虐待の防止、早期発見、発生時の発生防止策対応

　（介護支援専門員）

　　①高齢者虐待防止について、正確に認識する

　　②再発防止策実施の上での先導・確立

　　③記録の整備

　　④家族との連絡調整・（説明）

　　⑤高齢者虐待の防止、早期発見、発生時の発生防止策対応

７．高齢者虐待防止・身体的拘束適正化の職員研修の基本方針

　　介護に携わるすべての職員に対して、尊厳のあるケアの励行を図り、高齢者虐待防止・身体的拘束適正化についての職員教育を行います。

　　①高齢者虐待防止・身体的拘束適正化の年2回以上の教育・研修の実施

　　②新採用職員に対する高齢者虐待防止・身体的拘束適正化の研修の実施

８．利用者等への当該指針の閲覧に関する基本方針

　　ソラエ利用者およびフォルテあおぞら入居者・ご家族様へは、利用時または入所時の契約時に高齢者虐待防止のための指針を提示し、内容を確認していただきます。

　　高齢者虐待防止のための指針は、当法人のホームページ、または、玄関ホールでいつでも閲覧していただけます。

（附則）

　本方針は202２年2月15日より施行する。